平成２３年（フ）第７６号
高知市大津乙389番地12
債務者　福岡　正高
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７７号
高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―609
債務者　星山　　清
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８８号
高知市南ノ丸町58番地41　シャンテクレール201号
債務者　山口　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９１号
高知市北本町４丁目４番65号　カーサ地球33番地503号
債務者　川田　　泰
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９５号
高知市廿代町７番27号　クリオコート３Ｆ302
債務者　野中　眞弓
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１号
宮崎市大字芳士1024番地５
債務者　赤池　稲美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６号
宮崎県都城市松元町８街区３号　千日ビル405
債務者　堀切　夏美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４２号
宮崎県都城市郡元町2746番地６　レクセル郡元Ｂ２―Ｂ、前住所宮崎県都城市早水町６号４番地３　瀬戸山住宅Ａ
債務者　井崎チエミ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３２号
宮崎県延岡市樫山町２丁目3008番地
債務者　佐藤　重光
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３３号
宮崎県延岡市樫山町２丁目3008番地
債務者　佐藤　照子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３５号
宮崎県延岡市野地町３丁目3170番地３
債務者　川野　五月
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１６号
鹿児島県霧島市隼人町小田591番地２
債務者　田實　幸安
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
鹿児島県霧島市隼人町内776番地２アリオンハヤト101号
債務者　勝　　信子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県鹿屋市新川町814番地１　フェヴァリーⅢ103号、旧住所鹿児島県南九州市頴娃町牧之内1631番地　下山ハイツ205号
債務者　今坂　基樹
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
宮城県角田市梶賀字高畑南154番地３　西
債務者　伊東　邦一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７７号
秋田市茨島７丁目５番37号、住民票上の住所秋田市上新城石名坂字泉沢87番地２
債務者　長坂　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
長野県安曇野市堀金烏川3756―５、住民票上の住所長野県安曇野市豊科1982番地10
債務者　一志　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部